三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、臨床調査個人票及び医療意見書の電子化に対応するため、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医のほか児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第1項に規定する小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所(以下これらを「医療機関」という。)の開設者が行う臨床調査個人票及び医療意見書の電子化に係る環境整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第239号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、臨床調査個人票及び医療意見書の電子化に対応するために必要な備品の購入及びシステムの改修に係る経費のうち、三重県知事(以下「知事」という。)が必要かつ適当であると認めたものとする。

(補助金の算出方法等)

第3条 補助金の算出方法は、次によるものとする。

<u> </u>			
1. 基準額	2. 補助対象経費	3. 補助率	
1 医療機関当たり100,000円	臨床調査個人票及び医療意見書の電子化	1/2	
	の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、		
	備品購入費、負担金		

2 補助金の額は、基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨)とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書(第1号様式)に必要な書類 を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要 に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金 の交付の決定をするものとする。

(補助事業の着手時期)

第6条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付決定の日から15日を経過する日とする。

(補助金の交付条件)

- 第8条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。
- (1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合は、変更交付申請書(第2号様式)に

より知事の承認を受けなければならない。軽微な変更とは、既交付決定額の範囲内で補助の趣旨や事業内容に変更が生じない場合とする。

- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止・廃止承認申請書(第3号様式)により知事の承認を受けなければならない。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては 30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、要綱に定める期間を経過する まで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7)補助事業者が地方公共団体である場合においては、補助金と補助事業に係る予算及び 決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成し、これを補助金等の額の確 定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する 年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は 効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了す る日、又は補助事業等により取得した財産の要綱に定める期間を経過する日のいずれか 遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8)補助事業者が地方公共団体以外の者である場合においては、補助金と補助事業に係る 予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該間接補助事業に係る収入及び支 出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の 日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度 の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用 の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、 又は補助事業等により取得した財産の要綱に定める期間を経過する日のいずれか遅い 日まで保管しておかなければならない。
- (9)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに、遅く とも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければな らない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

- (10) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。) 別表に掲げる一に該当しないこと。
- (11) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは事業実績報告書(第6号様式)に必要な 書類を添えて、補助事業の完了した日から30日を経過した日(事業の廃止承認を受けたと きは、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は、3月31日のいずれか早い 日までに、知事に報告しなければならない。 (補助金の額の確定通知)

第10条 知事は、補助金について交付額を確定したときは、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金の支払は、交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が、規則第16条第1項各号に該当するほか、第8条に規定する 交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ る。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。